

厚生労働大臣の定める掲示事項

施設基準とは、医療法で定める医療機関および医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。（当院では、以下の施設基準に適合しています。）

〔入院基本料に関する事項〕

当院は、一般病棟及び地域包括ケア病棟の2種類を病棟の機能として届け出ております。

なお、各病棟における看護職員（看護師、准看護師）の配置は次のとおりです。

機能区分	病棟	病床数	朝8:30～夕方4:30	夕方4:30～深夜0:30	深夜0:30～朝8:30
一般病棟	南館4階	50	9～12人（休日7.5人）	3～4人	3～4人
	本館4階	50	9～13人（休日6.5人）	3～4人	3～4人
地域包括ケア病棟	南館3階	36	7人（休日5.5人）	2人	2人

（本館3階29床は休床中）

〔届出に関する事項〕

1. 当院は次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届出を行っています。

基本診療の施設基準

- 急性期一般入院基本料1
- 診療録管理体制加算1
- 医師事務作業補助体制加算1（40対1）
- 急性期看護補助体制加算2（50対1）
- 重症者等療養環境特別加算
- 医療安全対策加算1
- 排尿自立支援加算
- 感染防止対策加算2（連携病院：国際医療センター）
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算2
- 地域包括ケア病棟入院料2
- 認知症ケア加算3
- 救急医療管理加算
- 入退院支援加算2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算

特掲診療の施設基準

- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料Ⅰ及びⅡ
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 院内トリアージ実施料
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料1
- 在宅患者訪問看護・指導料
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- CT撮影及びMRI撮影
- 外来化学療法管理加算1
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 外来排尿自立指導料
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- がん患者リハビリテーション料
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 輸血管理料Ⅱ 輸血適正使用加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 麻酔管理料（Ⅰ）・夜間休日救急搬送医学管理料注3看護体制加算2

2. 当院は、入院時療養（Ⅰ）の届出にかかる食事を提供しています。

入院時療養（Ⅰ）による食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供されます。また、当院は、一部の食事を除いて選択メニューによる食事を提供しています。選択メニューについては、患者さまの特別な負担はありません。

〔保険外負担に関する事項〕

当院は、以下の事項についてその使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- 自動車使用料 1kmにつき 55円（消費税込）
- 予防接種料 医事課におたずねください
- 普通診断書・入院証明書 1通 1,100円（消費税込）
- 複雑な診断書（年金診断書など） 1通 3,300円（消費税込） 他
- 診察券再発行料 1枚 330円（消費税込）

〔特定療養費に関する事項〕

当院は、患者さまの希望により、かつ同意を得た上で次のとおり室料差額を負担していただいております。なお、その部屋は規定の面積及び設備を備えています。

区分	1日につき使用料（消費税込）	病室番号
A室 （バス・トイレ付）	5,500円 （秩父市以外居住者 8,250円）	301 316 317 318 319 401 418 419 451 452 455
B室（A室以外の病室） 収容人員が1人	3,300円 （秩父市以外居住者 4,950円）	302 403 405 416 466
B室（A室以外の病室） 収容人員が2人	1,650円 （秩父市以外居住者 2,475円）	303 305 306 307 308 402 406 407 408

秩父市立病院長 島村 寿男